

## みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、みやぎ型木質バイオマススマートタウン構築事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業実施計画)

第2 事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、当該事業に係る事業計画を作成し、別記様式第1号により知事に協議するものとする。

2 前項において事業実施計画を作成する際には、本事業の事業主体に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

3 事業主体は、第1項に掲げる書類の作成に当たっては、必要に応じて事業実施計画書の参考になる資料を準備しておくものとする。

4 知事は、第1項の計画書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該事業実施計画の承認を行うものとする。

### (事業の着手)

第3 本事業の着手は、原則として規則第6条に規定する補助金の交付決定後に行なうものとする。ただし、事業主体は、事業計画が承認された場合において、やむを得ない事由により補助金交付決定前に本事業に着手する必要がある場合は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、知事に届け出るものとする。

### (事業実施計画の変更)

第4 事業主体は、補助金の交付決定前に、既に承認された本事業の実施計画の内容を変更しようとするときは、別記様式第3号により知事に申請し、その承認を受けるものとする。

### (完了届)

第5 事業実施主体は、事業の完了年度内に交付要綱第5に規定する実績報告書を提出できない場合は、別記様式第4号により完了届を速やかに提出するものとする。

### (確認調査)

第6 事業実施地域を所管する所長は、事業実施主体から第5の規定による完了届又は実績報告書が提出された場合は、経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成31年4月1日施行）に基づき、速やかに完了確認調査を行うものとする。

2 本事業の確認調査における確認調査書は、別記様式第5号によるものとする。

### (事業の繰越し)

第7 事業実施主体は、事業を当該年度内に完了できないと判断した場合には、別記様式第6号により、事業の繰越しについて知事の承認を受けるものとする。

### (書類の提出部数及び経由)

第8 この要領により提出する書類は2部とし、地域を所管する地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所長を経由するものとする。

### (その他)

第9 木質バイオマスの換算率（トンから $m^3$ 等）は、別紙3（丸太材積への換算係数）によるものとする。

### 附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 木質バイオマス広域利用モデル形成事業事務取扱要領（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。